

2015（平成 27）年度

年度計画

自 2015（平成 27）年 4 月 1 日

至 2016（平成 28）年 3 月 31 日

独立行政法人 日本貿易振興機構

目次

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	1
(1) 対日直接投資の促進	1
(2) 農林水産物・食品の輸出促進	3
(3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援.....	4
(4) 我が国企業活動や通商政策への貢献.....	11
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	14
(1) 一般管理費及び業務経費の効率化	14
(2) 組織体制・運営の見直し	14
(3) 調達方法の見直し.....	16
(4) 人件費管理の適正化	16
(5) 厳格な評価と費用対効果の分析に基づく業務運営	16
(6) 民間委託（外部委託）の拡大等.....	17
(7) 業務の電子化.....	17
3. 財務内容の改善に関する事項	17
(1) 自己収入拡大への取組.....	17
(2) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組	18
(3) 保有資産の有効活用等に係る見直し.....	18
(4) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等.....	18
4. 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画	18
5. 財産の処分に関する計画	19
6. その他業務運営に関する重要事項	19
(1) 人事計画	19
(2) 内部統制	20
(3) 情報管理	20
(4) 情報セキュリティの強化	20
(5) 安全管理	20
(6) 顧客サービスの向上及び認知度の向上	21

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

日本貿易振興機構（以下「機構」という）は、定められた第四期中期目標・中期計画を踏まえ、2015年度は、以下に掲げる業務の実施を通じて、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を着実に達成し、我が国経済・企業の成長や地域経済の活性化等に貢献する。

（1）対日直接投資の促進

政府目標である「2020年における対内直接投資残高の35兆円への倍増（2012年比）」に向けて、我が国における対日投資促進の中核機関として、オープンイノベーションの推進や地域経済の活性化に資する対日直接投資促進に向けた取組を一層強化・推進するなど、より戦略的な事業実施を図る。

①産業スペシャリスト等を活用した大型等案件の発掘・誘致の強化

日本に投資可能性のある外国企業に対する関心を喚起するために、有望企業の経営幹部等キーパーソンの特定、個別のビジネスモデル提案及び継続的な情報提供を行う等、より能動的な発掘・誘致活動を行う産業スペシャリストの国内外での活動を継続する。

海外においては、その役割を「有望企業へのアプローチ」等に重点化し、新しく配置する「対日投資誘致専門員」と一体となった誘致活動を強化する。国内においても、新たに配置する「対日投資誘致専門員」とともに、業種別マーケット動向や地域のインセンティブ情報等のタイムリーな提供や、ビジネスモデル提案、ビジネスマッチング支援、定着支援及び二次投資案件の発掘・誘致等の企業支援活動を拡充する。

②外国企業の対日ビジネス支援の強化

環境・再生可能エネルギー、医療、観光などの分野において、国内産業の補完、内需の拡大、新しいビジネスモデルや技術の導入、国民生活の質の向上等に資する案件の誘致活動を継続する。加えて、サービス、流通、製造拠点等の雇用創出効果の高い案件にも重点を置く。

上記重点分野以外においても、海外事務所における対日直接投資関心企業の発掘から、対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）及び機構内に開設された東京開業ワンストップ・センターを通じた法人設立手続きの支援（許認可手続き、パートナー候補企業の紹介、人材・オフィスの紹介、登記・税務・労務手続き等）、さらに会社設立後の事業拡大までをシームレスにつなぐための支援を継続する。

また、これまで対日直接投資が多かった欧米、アジア地域のみならず、対日直接投資の可能性のある企業が増加している中東・中南米などの新興国からの投資誘致にも取り組む。

日本企業とのビジネス提携等を望む外国企業に対し、関係省庁・経済団体・金融機関・地方自治体等との連携を通じ、我が国企業との提携促進のため、マッチングの機会の創出に取り組む。

既進出外資系企業とのネットワークを構築し、二次投資案件の発掘・支援を組織的に実施するとともに、外資系企業の日本市場での課題や改善要望を聴取する。

諸外国の投資誘致機関等をベンチマークし、ベストプラクティスを参考にすることで、更なるワンストップ支援機能の強化を図る。

③地方への外資誘致機能の強化

外国企業の誘致に熱心で、かつ産業集積等の観点で有望な自治体との共同誘致活動を強化する。具体的には、地方での外国企業誘致機能の強化を図るため、自治体が策定する産業振興戦略の中に外国企業の誘致戦略を位置づける提案・協力や、外国企業が利用しやすいインセンティブ、外国人駐在員の生活支援策等の提案及び対日直接投資業務に関する研修生の受入等を行うとともに、トップセールス・二次投資セミナー、地域の魅力分析、及び地域支援拠点の整備等を自治体と協力して行う。

また、産業スペシャリストに加え、地域固有の人脈や産業事情に精通した「地方展開専門員」の配置等を通じて、ターゲット企業の誘致や、国内外におけるトップセールス支援、ウェブ等を通じた地域情報の提供（地域ナビ）、大型案件の支援（工場・用地の情報提供、サイトツアー等）等を、本部と国内事務所が一体となって実施する。

④対日直接投資促進に資する情報発信機能の強化

我が国が、外国企業による日本への投資を歓迎している姿勢を広く知らしめることを目的に、総理・閣僚・大使・自治体首長等による海外におけるトップセールス活動、「世界対日投資会議（仮称）」等の開催、及び海外メディアやウェブサイト等を活用した情報発信を積極的に展開する。

また、外国企業の対日直接投資への関心喚起を図るべく、我が国市場の魅力やインセンティブ情報等を紹介するためのパンフレット、マーケット・レポート、プレゼンテーション資料等コンテンツの充実を図る。なお、作成したコンテンツは、ウェブサイト、メールマガジン、セミナー、個別の企業訪問等を通じ、積極的に発信する。

さらに、国家戦略特区に指定された地域の自治体と協力し、規制改革や企業立地インセンティブの海外での広報や利用の働きかけを通じ、同特区への外国企業誘致にも注力する。

⑤ビジネス環境の改善に資する政策提言

機構の支援により日本に進出した外資系企業や日本未進出の外国企業に対するヒアリング、及び「対日投資ホットライン」を通じて寄せられる行政手続き関連の相談や、日本のビジネス環境の改善要望等に関する企業の声を取りまとめ、関係省庁等と協力して、我が国政府関係者や有識者等に対し、適切な機会を捉えて政策提言や情報提供を行う。

⑥東京オリンピック等に関連した対日直接投資誘致等の取組

東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ2019といった我が国で開催される国際的に注目の高いイベント（以下「東京オリンピック等」という）の開催に向けて、訪日観光客の増加やインフラの整備など国内でのビジネスチャンスの拡大が見込まれる中、観光、健康・スポーツ、インフラ等の関連産業分野の外国企業の誘致活動にも取り組む。

なお、上記の取組を通じ、第四期中期目標期間において投資プロジェクト管理件数を年平均1,200件以上、誘致成功件数を本年度110件（うち、大型等特定誘致案件15件以上）の達成を目指す。また、対日直接投資促進事業の利用者に対し、「役立ち度」に関するアンケート調整を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上の達成を目指す。海外の産業スペシャリストによる有望企業へのアプローチの合計は600件以上、国内の産業スペシャリストによる投資誘致提案の合計は600件以上とし、達成できない場合は同事業の設計を

見直すこととする。

(2) 農林水産物・食品の輸出促進

政府目標である「2020年に農林水産物・食品の輸出額1兆円」の実現と、政府が推進する地方創生に貢献していくべく、2015年度においては、機構の国内外のネットワークを最大限に活用しつつ、品目別輸出団体等と緊密に連携し、農林水産省等関係省庁と一体となってオール・ジャパンで農林水産物・食品の輸出が促進できるよう効果的に事業に取り組む。

①国別・品目別輸出戦略に沿ったオール・ジャパン体制での事業展開

設立間もない品目別輸出団体が行う各種事業との連携を深化させ、各国市場情報の提供、海外見本市や国内外での商談会の活用等による商流構築・PRの取組支援を行い、各品目での戦略的な輸出促進、オール・ジャパン体制での事業展開の基礎作りにも貢献する。

②輸出相談窓口としてのワンストップ・サービスの強化

海外の市場動向や制度情報を収集・蓄積し、事業者迅速かつ容易に輸出先国の市場・規制情報を提供できるよう、ウェブサイトの充実や情報提供の多チャンネル化を図る。また、放射性物質に係る輸入規制も含む制度・検疫情報について、事業者の課題を把握する他、農林水産省等関係省庁と連携を密にしてタイムリーに情報を発信していく。さらに、全国内事務所に設置している相談窓口では、個別の事業者からの相談に対しきめ細かく対応するとともに、相談事項の蓄積と分析を行い効果的な情報提供ができる体制を整える。

③海外マーケティング活動の強化

海外有望市場数箇所に試験販売やプロモーションを行うための拠点を設置し、日本製品のPR、販路の拡大、海外消費者ニーズやライフスタイルの把握など、マーケティング活動を強化する。また、代表的な海外見本市において出展規模の拡大を図り、農林水産事業者、JA等関係団体、食品企業等による効果的な事業展開を図る。さらに、国内外の商談会についても事業者ニーズを踏まえて効果的に実施する。これらにより、事業者のより円滑な商流構築とともに、現地系の商流・流通の新たな開拓を図る。

④事業者サポート及び輸出事業者の育成の強化

輸出に取り組む事業者に対し継続的かつ一貫したビジネスサポートを行うため、「輸出プロモーター」、「海外プロモーター」等の外部専門家を継続配置し、「商談スキルアップセミナー」、「海外市場セミナー」、テーマ別・品目別のセミナーを開催する。また、事業者が主体的に輸出戦略を策定し、着実に販路開拓につなげることができるよう「マーケティング・スクール」を実施する他、事業者と商社・物流会社等とのマッチング機会を設け、事業者が輸出しやすい体制作りを支援する。

⑤一県一支援プログラムの推進と先行事例の取組の共有化

3年目を迎える「一県一支援プログラム」の成果創出に努めるとともに、更なる一次産品輸出の成功事例や品目連携や広域連携による共同輸出などの新たなモデルなど具体的な成功事例の創出を目指す。

⑥食と関連製品・サービス産業との連携

機構内の関係部署と連携して、「食」と関連製品（例えば食器等）を組み合わせた展示やセミナー等プロモーション活動を行う他、観光等周辺ビジネス、クールジャパンの取組との連携を通じて、外食産業の海外展開支援や日本産品の輸出につながる活動を展開する。

なお、上記の取組を通じ、第四期中期目標期間において輸出支援件数（延べ社数）を年平均3,200件以上、輸出成約金額（見込み含む）を本年度115億円の達成を目指す。また、農林水産物・食品の輸出促進事業の利用者に対し、「役立ち度」に関するアンケート調整を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上の達成を目指す。

（3）中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援

高い技術力・デザイン性、優れたサービスを有し、海外市場で十分に勝負できる潜在力を有する中堅・中小企業など、我が国企業の海外展開を推進するため、日本からの輸出や海外進出、進出後の現地展開や事業見直し、さらには第三国展開まで一貫して支援し、自治体、関係機関等と連携しつつ、切れ目なく実施する。また海外進出した日系企業の支援に際しては、ニーズや進出段階に応じた継続的な支援を実施する。

①海外ビジネスの情報提供等を通じた海外展開企業の拡大、育成等

（i）貿易投資相談等、きめ細かいお客様サポート

（a）貿易投資相談・ビジネスライブラリー

貿易投資に関する各種制度情報・商習慣・統計・関税率等、ビジネスに直結する情報・資料を収集・整備し、企業ニーズに合致した相談対応・情報提供を実施する。

国内事務所等が顧客の裾野拡大に積極的に取組めるよう、本部から貿易投資相談のサポートを行う。

また、覚書（MOU）締結をしている日本弁護士連合会及び法律事務所、税理士・会計士事務所をはじめとする外部専門機関等を活用し、トラブルや法務関連など高度な相談内容への対応を強化する。国内外のビジネス環境に大きな影響が想定される天災、事件が起こった場合は、相談専用窓口を設けるなど迅速な情報提供に努める。

（b）ビジネスサポートサービス（BSS）

中堅・中小企業等の国際ビジネス具体化支援のため、「BSS（海外ブリーフィング、ミニ調査）」の一層の普及を図る。利用が年々増加し、調査・情報ニーズが複雑化・高度化する中、有料サービスであるミニ調査を質とスピードを確保したサービスとするた

めに必要な料金設定の見直しを行い、ニーズに応じた海外事務所の体制強化を図る。

(c) ファストパス制度

国内支援機関のネットワークの枠組みである「海外展開一貫支援ファストパス制度」の事務局として地域金融機関や商工会議所など国内各地域の企業支援機関による連絡協議会を開催するなど、支援機関の連携強化を図る。

また、これら機関と連携し、海外展開の「潜在力」・「意欲」を持つ企業の発掘・支援を行う。

(ii) インターネットを活用した情報提供の強化

(a) 貿易投資相談Q & A等

貿易・海外進出に関する国内外の制度・手続きや関連法規を国別、商品別にまとめた「貿易投資相談Q & A」や、政府調達情報をウェブサイト経由で提供する。コンテンツについては、海外調査部などと調整するとともに、実際に寄せられる相談内容の傾向に応じて随時見直し、ニーズに合った正確な情報提供を目指す。また、経済連携協定（EPA）を活用したビジネス取引拡大に資するため、ウェブサイトでの特惠関税率情報の提供等を行う。

(b) 貿易実務オンライン講座

広報・営業活動を更に強化し、「基礎編」、「応用編」、「英文契約編」、「中国輸出ビジネス編」それぞれの講座の受講者数の拡大を目指す。また、新たに海外展開に取り組む企業向けの新しいパッケージの開発などを検討して、海外展開企業の裾野の拡大につながるサービスメニューを強化する。

(c) 映像メディア

映像資料を通じた情報提供を行う。国内外のネットワークを活用し、国際ビジネス情報番組「世界は今-JETRO Global Eye」を制作し放映するとともに、ウェブサイトを通じても配信する。番組については、セミナー等での利用、事業部の出展勧誘での活用、外部へのコンテンツの提供など番組の二次利用を引き続き強化する。

(d) 引き合い案件データベース（TTPP）

国際ビジネスマッチングサイトとして、登録情報の信頼性向上に留意したデータベースの管理・運営を行う。機構事業の広報ツールの一つに位置づけ、事業部門との連携を一層強化する。

(e) 見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）

海外展開に意欲のある中小企業等に対して、「見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）」を通じて、世界の展示会情報を提供する。

②企業のビジネス段階に応じた継続的な支援

(i) 海外展開支援事業の拡充と海外進出成功事例の創出

企業の海外進出検討段階においては、新興国等（アジア、中南米、中東・アフリカ等）の「投資セミナー」やミャンマー、カンボジア等への「ミッション派遣」を実施し、経営判断に資する情報提供を行う。海外進出を目指す企業に対しては、中堅・中小企業を対象に海外ビジネスに精通した外部人材（専門家）を雇用する経費を一部助成するハンズオン支援を開始するとともに、「海外投資アドバイザー」による相談対応、海外の「ビジネス・サポート・センター（BSC）」への入居等様々な支援サービスを活用して現地拠点設立に向けた一貫した支援を行い、成功事例を創出する。

日本企業が積極的なビジネス展開のできていないアフリカや南西アジアなどの新興国におけるボリュームゾーンへの市場開拓を進めるべく個別のビジネス案件形成を目指し、日本企業のBOP／ボリュームゾーンビジネスの支援及びアフリカ・ビジネス実証事業を展開する。

(ii) 人材育成・活用支援

中小・中堅企業の海外展開の課題となっている若手人材育成のため、「イノベーター育成型」を追加した「国際即戦力育成インターンシップ事業」の受託・実施を目指す。また、日本の大学で学ぶ留学生など外国人の高度人材を中堅・中小企業での活用促進を図るべく、外国人の活用に関して先進的な取組を行っている企業の事例を紹介するセミナーを内閣府、厚生労働省、文部科学省等関係府省と連携して開催する。

(iii) 現地進出企業向け支援

既進出日系企業が抱える数々の操業上の課題解決支援を行う。進出企業からの相談については、職員及び「海外投資アドバイザー」が対応し、より専門的な知見を必要とするトラブル解決や相談等については、「法務労務税務等リテン」や「中小企業海外展開支援プラットフォーム事業」等も活用し、現地の関係機関との連携を含めた総合的な体制を構築し、支援に取り組む。なお、プラットフォーム事業においては、コーディネーターの巡回型相談会開催、取引候補企業へのつなぎといった攻めの機能を付加させる。

海外でのビジネス領域拡大に向けて支援を求める日系企業に対し、ミッション派遣等による「在外日系企業の新興国への第三国展開支援」や日系企業の部品調達拡大、中国における自動車産業の販路開拓に資する「新興国に進出した日系企業の内販・調達等支援」を実施し、日系企業のビジネス機会拡大に貢献する。

③我が国が強みを有する重点分野における取組の強化

限られたリソースの中で効果的な支援を行うため、我が国が強みを有する産業、技術、ビジネス分野において重点産業・分野を定めて、海外展開を支援する。重点産業・分野として以下の分野を支援しながら、企業・政策ニーズに応じて、柔軟に対応する。

(i) サービス分野

アジア等への展開を加速させているサービス産業の海外展開を、海外マーケット情報の提供から、相談対応、ミッション派遣、商談会等のマッチング支援、ハンズオン支援まで切れ目なくかつ効果的に組み合わせて支援する。日本企業の進出ニーズは高いものの、サービス産業の参入障壁の大きいASEANに対しては、経済産業省、経済同友会と連携し、シンガポールにてサービス産業国際シンポジウムを開催して日本のサービス産業振興や規制緩和に関わる政策提言を行う。

ヘルスケア分野においては、健康・医療機器など関連機器の輸出支援をサービス産業の海外展開支援と一体として行うことで効果的な事業展開を図る。高齢化が進む中国では「日中高齢者産業交流会」を内陸も含む、地方都市で開催して日本企業のビジネスチャンスを拡大させる。ASEAN等においては、経済産業省、厚生労働省とも連携し、日本の健康長寿産業の優位性を示すべく、セミナーの開催、B to C 向けイベントなど複合的に展開する。また、日本各地に所在する海外展開のポテンシャルのある優れた中堅・中小サービス企業を積極的に発掘し、支援する。

(ii) 生活関連分野

日本の伝統的、あるいは現代的な感性・デザイン等を活かしたファッションや日用品等の生活関連分野の海外展開を支援する。世界中から有力バイヤーが集い、かつ流行発信地である欧米先進国の見本市を活用した販路開拓支援の他、中国・ASEANで日本のライフスタイル製品の売り込みのため、個別商談会、モニタリング調査、マーケット調査、専門家による個別支援等を組み合わせた「キャラバン」事業など効果的な販路開拓を行う。

(iii) コンテンツ分野

映画、アニメ、音楽、ゲームなどコンテンツ分野において、関係業界団体との綿密な連携を図りながら、海外展開支援に取り組む。海外市場動向などマーケティング情報の整備を進め、コンテンツ分野の国内外の主要な見本市における海外バイヤーとのマッチング事業においては、業界団体や他機関と連携して事業規模の拡大を図るなど効率的な事業実施に努める。実施にあたっては、配信ビジネスの急成長などメディア市場の変化に対応し、海外の有力配信事業者とのビジネスマッチングに取り組む。また、作品の海外販売にとどまらず、メディア横断的な共同制作やリメイク、興行、キャラクタービジネスなど、川上から川下まで幅広いビジネスニーズを踏まえた事業を展開する。また、経済産業省、株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）、他関係省庁・機関等が行う支援事業やB to Cの日本関連イベント等と海外において連携し、ジャパン・ブランドの発信と日本コンテンツの販路開拓事業を展開する。

(iv) 機械分野

工作機械・工具、産業機械、素形材など我が国が国際競争力を有する機械分野の中

堅・中小企業を支援する。生産設備の需要拡大が著しいアジア等新興国を中心に現地バイヤーの発掘、展示会・商談会、専門家によるハンズオン支援等を通じて、企業の輸出ニーズや段階に応じた柔軟な支援を行う。また、新たに防災機器等、輸出割合が低いものの海外ニーズが高い分野の企業、さらには、ニッチな分野で輸出潜在力を有する企業等、今後輸出など海外展開の拡大が見込める分野の企業を重点的に支援する。

(v) 環境・エネルギー、インフラシステム分野

政府の「インフラシステム輸出戦略」等を踏まえ、本部において、企業及び関係機関とのパイプを強化するとともに、重点プロジェクトとして継続的にその進捗状況をフォローする案件を特定し、常時情報収集に努め、必要な対応をするための体制整備を行う。

環境・エネルギー分野においては、プラント等の新設や更新需要を取り込むことを目的に、環境プラントやエネルギー多消費型産業へ日本の技術や製品の導入を推進するために、専門家派遣によるプロセス診断と改善提案の実施や、日本の最新プラント等の紹介を目的に意思決定者層の招聘等を行い日本企業の営業活動を支援する。ASEAN諸国からのニーズの高い水処理や中国での大気・土壌汚染対策等、ニーズが顕在化している国・地域に重点を置いた事業を展開する。

④相手国政府との関係強化に向けた協力事業等の実施

相手国政府の要請を踏まえた産業開発協力事業や相手国の発展に資する日本企業の進出支援に取組、相手国政府等との関係を強化することにより、日本の通商政策や企業活動の円滑化に貢献する。

アフリカ向けには、アフリカの投資誘致機関との間で発足させた「アフリカ投資誘致機関フォーラム（AIPF）」の機能強化を図り、関係国・地域の投資・企業進出を促進させるためのネットワークと位置づける。また、「第5回アフリカ開発会議（TICADV）」のフォローアップとして、日本企業のアフリカ投資促進、双方向の貿易拡大、地場産業や現地人材育成に向けた事業を実施する。

アジアとの間では、二国間協力事業を実施する他、各国貿易促進機関との間で構築した「アジア貿易振興フォーラム（ATPF）」を通じ、民間企業の活力を取り入れながら貿易振興、投資促進、地域連携等の活性化を図る。それに加え、経済連携協定に基づきベトナムの裾野産業育成支援、インドネシアの金型産業育成支援及び自動車産業人材育成支援、タイの自動車産業人材育成支援等を実施するとともに、当該国政府等の要請に応じ、ベトナムの農業関連ビジネス支援、ラオスの伝統工芸産業育成や農産品・食品加工分野可能性調査、インドネシアの中小零細企業等の競争力強化支援等を行う。また、独立行政法人国際協力機構、国際機関、国内外のNGO等との連携に努め、協働する。

途上国の輸出産業育成を支援するため、日本最大級の食品・飲料見本市に機構が途上国の企業等を取りまとめて出展する他、成田・関西両空港での「一村一品マーケット」の実施を通じて、日本市場への参入機会を提供する。

⑤地域の国際ビジネス支援を通じた地方創生への貢献

国内事務所が中核となり、意欲のある自治体や地方の商工団体等と能動的に連携して、地域の魅力ある産業資源を活かした国際ビジネスの拡大を推進することで地方創生に貢献する。具体的には、国際ビジネスを核として地域の産業・企業が連携し成長する好循環の創出を目指して、輸出や海外進出などアウトバウンドの取組や、地域への外国企業や観光客の誘致などインバウンドの取組を必要に応じ効果的に組み合わせた地域発の連携プロジェクトを形成し、その実現を図る。さらに、我が国中堅・中小企業が、新興国等への海外展開に取り組む際に、海外見本市の出展経費の一部を助成することで、中堅・中小企業の海外展開の実現を促進する。

⑥クールジャパンの推進とジャパン・ブランドの発信

クールジャパンの推進に向けて、経済産業省、クールジャパン機構、関係省庁、業界団体等と連携し、ジャパン・ブランドの発信、個別企業の海外展開を支援する。特に、クールジャパン機構の支援案件、日系商業施設等と連携し、日本企業の輸出、進出につなげる。また、クールジャパン戦略推進会議への参加を通じ、オール・ジャパンの取組に貢献する。具体的には2015年5月開幕のミラノ国際博覧会への政府出展を円滑に実施し、世界的な食料や農業の問題に対する我が国の貢献のあり方等を提示するとともに、我が国の農水産品・食品及び食文化のアピールを通じて関連産業産品をジャパン・ブランドとして国際社会に広く発信し、我が国への観光誘致を促進する。

また、2017年のアスタナ国際博覧会における日本政府の参加機関として、幹事省の経済産業省と連携し、メインテーマ「未来のエネルギー」に沿った魅力ある出展を実現するべく、鋭意準備を進める。

日本のブランドイメージが十分普及していない新興国市場等において、経済産業省、在外公館、独立行政法人国際観光振興機構等の関係省庁・機関と連携して、ジャパンフェア等の展示会を開催する。我が国の経済、産業、技術、観光等を紹介する広報ブース、業種横断的な企業ブースで構成されるパビリオンを出展し、オール・ジャパンでジャパン・ブランドを発信するとともに、我が国企業のビジネス活動を支援する。

⑦トップセールスを活用した海外展開支援の取組

総理、閣僚、大使、自治体首長等による海外でのトップセールスなどの機会を捉え、ビジネス・フォーラムやビジネス交流会等を開催し、我が国企業の製品・サービスのPR、ビジネス環境の整備・改善に向けた相手国政府への働きかけを行う。

⑧訪日観光客誘致への貢献

観光庁・独立行政法人国際観光振興機構と連携して、地域産品の生産現場等の産業観光資源の情報を国内外の有力な旅行関連の見本市を通じて発信するとともに、自治体や業界団体等と連携して、海外の有力者、業界関係者、メディア、教育機関等を招へいし、地域資源の海外販路開拓と訪日観光を連動させた産業観光事業を展開する。こうした取組の一環として、

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、海外のメディアや旅行関係者、影響力のあるインフルエンサー等の招聘、ラグビーワールドカップ2015（ロンドン）に設置されるジャパン・パビリオンでの広報も実施する。

⑨知的財産を活用した海外ビジネスの拡大

(i) 知的財産の権利化・保護対策支援

中小企業等の海外展開に際し知的財産権侵害を未然に防ぐため、外国出願支援による権利化支援を行う。また、冒認出願等により、現地で日本企業が訴えられるリスクを低減するため、海外展開前に商標の先行登録調査による支援を行う。

侵害対策として、模倣対策・知的財産動向セミナーや資料作成による情報提供、相談対応を行う。さらに、流通経路や製造元を特定する、侵害実態調査による支援を行う他、権利行使の支援に加え、現地企業から権利侵害の訴え又は警告を受けた場合の係争費用も支援する。事業実施にあたっては、発明協会等と連携し、情報収集・発信を行う。

海外においては、在外日系企業からの相談対応を通じ、意見集約を図り、各国政府に対する改善要望等を行う。また、各国の特許庁や税関など侵害発生国の政府機関等と連携し、真贋判定等のセミナー開催を通じて情報交換を行う。

(ii) 海外展開支援事業と連動した知的財産対策・戦略

機構の海外展開支援事業の参加企業において知的財産事業が横断的に活用されるよう取組を強化する。産業財産権（特許、商標、意匠、実用新案）を中心とした支援を推進するとともに、著作権保護、営業秘密対策の支援を求める声に応え、個別事業ツールの活用に加え、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）や日本知的財産協会（JIPA）等と連携し、対応を行う。

⑩イノベーションの推進、制度・ルールへの対応

「シリコンバレー・イノベーション・プログラム」などの実施を通じて、グローバルに通用する革新的な技術やアイデアを有する我が国中堅・中小企業の海外での新規ビジネス創出を強力に後押しする。また、海外での知的財産のプロモーションやライセンス契約の締結などに向けた支援も行う。さらに、海外の法的規制や基準・認証等の制度や企業活動に影響を与える市場のルールについて、的確に情報を収集し、情報提供を行うことで我が国企業の海外展開活動を支援する。

なお、上記の取組を通じ、第四期中期目標期間において新たな輸出・投資等の海外展開成功社数を年平均 400 社以上、輸出・投資等の海外展開支援件数（延べ社数）を年平均 3,600 件以上、貿易投資相談件数を年平均 61,800 件以上、知的財産権等に関わる相談件数を年平均 1,500 以上の達成を目指す。また、海外展開支援事業の利用者に対し、「役立ち度」に関するアンケート調整を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上を目指す。

(4) 我が国企業活動や通商政策への貢献

①我が国企業のビジネスの進展につながる調査・情報提供

(i) 企業・産業調査

新興国における先進諸国企業の進出、新興国企業の海外展開など競合先（ライバル）企業のビジネス事例の調査を継続して実施する。新興国の地場企業の動向を調査し、その結果を我が国企業の提携先（パートナー）や対日直接投資の候補企業として活用する。

機構の事業参加者を対象としたベンチマーク調査を、事業部門と連携のうえ、継続的に実施する。本調査を通じて新規に海外展開を図る我が国企業にとって有益な先行事例等を提供する。また、中国の消費者動向についての定点観測的調査を継続する。

(ii) 国・地域別調査

世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向、貿易・投資関連制度などの基礎情報及び世界経済や我が国企業に大きな影響を与える突発的な情勢変化について、的確、迅速に収集し、ウェブサイト、出版物（定期刊行物、単行書）、セミナー、企業ブリーフィング等を通じて調査結果の成果普及を図る。新興国などの経済情勢やビジネス市場動向、開発経済学等を学びたい社会人、学生を対象に、アジア経済研究所とタイアップした講座を新たに開設する。

②国内外政府に対する政策提言

(i) ビジネス環境整備に向けた活動

「進出日系企業実態調査」、「日本企業の海外事業展開に関する調査」、「投資コスト比較調査」を継続して実施するとともに、貿易・投資に関する制度の調査や我が国企業の本社及び海外法人に対するヒアリング調査を行い、ビジネス環境上の課題を分析し日本及び各国政府に政策提言や情報提供を行う。

改善要望活動については各国政府に対して海外事務所が個別に行うものの他、進出日系企業で組織する機関などとの連携や、我が国が締結する EPA で規定されているビジネス環境整備委員会や二国間政府間協議の場を通じて行う。

(ii) 経済連携調査

世界の FTA、EPA 等経済連携関連情報の収集を強化し、我が国政府の交渉に資する情報提供や政策提言を行う。加えて、米国・ワシントン DC 及びメキシコで開催予定の「アジア太平洋広域経済圏セミナー」やアジア域内での RCEP セミナーを通じ、引続きアジア太平洋広域経済圏形成における日本の立場・貢献について情報発信に努める他、日 EU・EPA の交渉を支援するため、欧州において「日 EU・EPA シンポジウム」を開催する。また、経済連携など政策実現によって得たメリットを日本企業に還元するための普及・活用促進を目的とした情報提供を行う。

③アジア経済研究所における研究成果の最大化に向けた取組

アジア経済研究所は、国立研究開発法人の「研究開発の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」の規定が準用されることになったことに鑑み、①人材の確保育成、②適切な資源配分、③事業間の連携・融合、④能力を引き出すために研究開発環境の整備、⑤他機関との連携・協力といった課題を踏まえ、研究成果の最大化を目指すべく、以下の取組を行う。

(i) 研究事業

政策当局の要請に基づく即応性の高い研究課題に取り組む「政策提言研究」を実施し、政策担当者等に対する研究成果のブリーフィング等を通じて、我が国の通商政策・経済協力政策に寄与するとともに、産業界、相手国政府に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する政策提言を行う。アフリカ開発会議（TICAD）を通じた協力に関心が高まるアフリカの経済、混迷を深める中東情勢を分析する政策提言研究をそれぞれ立ち上げる他、付加価値貿易、ビジネスと人権、中所得国の産業高度化などの課題に取り組む。

また、政策に資する分析研究として、国際機関や国内外の大学・研究機関との間で連携研究を推進する。経常分析研究としては、アジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカの政治経済動向の分析を行い、その成果を定期刊行物とウェブサイトで発信する他、GSM（経済地理シミュレーションモデル）の地域的拡張や応用に取り組む。また、「食品安全規制と貿易」、「付加価値貿易分析の普及と応用」などの研究課題、「GVC 研究拠点の整備」などに取り組む。さらに、開発途上地域の緊急発生的な事態や国際情勢の変動など国内外で関心の高い問題に迅速に対応する機動研究を時宜に応じて実施する。

この他、最新の学術研究動向の把握、産官学のニーズ把握を踏まえ、政策提言の基盤となる基礎的・総合的研究を実施する。

(ii) 研究成果の発信・普及

出版・講演会・セミナー・ウェブサイト等により、政策担当者、ビジネス界、学界・有識者等、国民各層を対象に、ニーズに応じた成果の普及を図る。政策立案、ビジネスの企画にアジア経済研究所の研究成果、リソースを反映させることを目的に、政府・主要企業の中堅幹部、メディア等の政策形成に影響力のある層を対象とした情報提供を積極的に行うとともに、ポリシー・ブリーフの作成等を行う。

ウェブサイトを活用して、時宜にあったテーマ、内容を念頭に、政策やビジネスにも役立つ視点、分析手法、付加価値の高いデータなどに重点を置きつつ強化してゆく。研究成果を広く普及するための取組として、アクセス可能なコンテンツの拡充を図る。また、国内外におけるシンポジウム・講演会等の開催、学会及び学術雑誌での論文発表、出版活動等を積極的に行う。新たな試みとして、国内の大学と連携した形でのセミナー・講演会の開催を図る。セミナー・講演会については、大阪での夏期公開講座の実施など国内外各地域及び各界のニーズに対応する。国内外の講演会等の開催にあたっては、アジア経済研究所の研究者と本部の調査担当者がともに講師を務めるなど、本部及び国内事務所との連携を強化するとともに、機構が有する広範なネットワークを活用し、機動的に実施できるように連携を強化する。

出版・講演会・セミナー・ウェブサイト等により、政策担当者、ビジネス界、学界・有

識者等、国民各層を対象に、ニーズに応じた成果の普及を図る。政策立案、ビジネスの企画にアジア経済研究所の研究成果、リソースを反映させることを目的に、政府・主要企業の中堅幹部、メディア等の政策形成に影響力のある層を対象とした情報提供を積極的に行うとともに、ポリシー・ブリーフの作成等を行う。

ウェブサイトを活用して、時宜にあったテーマ、内容を念頭に、政策やビジネスにも役立つ視点、分析手法、付加価値の高いデータなどに重点を置きつつ強化してゆく。研究成果を広く普及するための取組として、アクセス可能なコンテンツの拡充を図る。また、国内外におけるシンポジウム・講演会等の開催、学会及び学術雑誌での論文発表、出版活動、等を積極的に行う。新たな試みとして、国内の大学と連携した形でのセミナー・講演会の開催を図る。セミナー・講演会については、大阪での夏期公開講座の実施など国内外各地域及び各界のニーズに対応する。国内外の講演会等の開催にあたっては、アジア経済研究所の研究者と本部の調査担当者がともに講師を務めるなど、本部及び国内事務所との連携を強化するとともに、機構が有する広範なネットワークを活用し、機動的に実施できるように連携を強化する。

賛助会員を対象としたフォーラムの開催、研究出版物の送付、オンライン閲覧による最新データベースの提供など賛助会員を通じた研究成果の発信・普及に努める。

(iii) 研究交流・ネットワーク・人材育成

アジア経済研究所の有する開発途上国に関する豊富な知見・研究成果に基づく知的貢献及び成果普及の一環として、理論の理解と実践能力を兼ね備えた日本人開発専門家の国際機関等への輩出、及びアジア・アフリカ地域の開発途上国の行政機関又は公的機関の人材育成を目的に、開発スクール(アイデアス：IDE Advanced School)を運営する。特に新アフリカ戦略に基づき開始したアフリカ諸国の「研修生」の受入を拡充する。

アジア経済研究所の情報収集・分析能力の強化のため、開発途上国・地域の研究機関・大学並びに欧米等の開発途上国研究機関へ海外研究員を派遣する。また、地域研究及び開発研究の内外の専門家を海外客員研究員・開発専門家等として招聘する。国際機関、国内外の大学・研究機関との研究連携を推進し、国際学会における研究報告、国際機関等におけるアジア経済研究所セッションの開催などを通じて、研究ニーズ把握、研究ネットワーク拡充及びアジア経済研究所の認知度向上を図る。また、研究マネジメント機能の高度化等を通じて研究事業間の連携を促進する。

(iv) アジア経済研究所図書館

アジア経済研究所図書館は、開発途上国研究に関する専門図書館として、学術資料の他、各国の政府刊行物、統計書、新聞・雑誌等の多言語にわたる資料(電子媒体を含む)を収集、整備、提供する。非来館利用者の利便性を高めるために、ウェブサイトを通じた資料情報の提供、及びアジア経済研究所出版物デジタルアーカイブ(AIDE)や学術研究リポジトリ(ARRIDE)等の学術情報データベースの拡充を行う。また、企画資料展の実施や図書館共同利用制度を通じて図書館の利用促進を図る他、大学図書館等でアジア経済アジア経

済研究所の研究者が著作について語る講演会を実施する。

(v) ERIA 研究

ポスト ASEAN 経済共同体時代における更なる東アジアの統合に向けて活動する東アジア・ASEAN 経済研究センター (ERIA) への研究支援を強化し、新たな ERIA 支援を推進する。

メコン地域におけるマイグレーション及び越境輸送円滑化などをテーマとした ERIA との連携研究等を通じ、さらには GSM などのアジア経済研究所の知見を最大限活用することによって、東アジアサミットや ASEAN 経済大臣会合等の場で各国首脳・閣僚を含む政策当局に提言を行うことを要請されている ERIA の政策研究プロジェクト遂行に貢献する。また、これらの研究プロジェクトの成果を踏まえ、ERIA との連携によるカンファレンス、セミナーなどを開催し ERIA 研究成果の普及を図る。

加えて、16 カ国の政策研究機関からなる研究機関ネットワーク会合 (Research Institute Network Meeting) の事務局としての役割を果たすとともに、各機関の代表者の意見を取りまとめ ERIA にインプットすることにより、ERIA の遂行する政策研究プロジェクトの質の向上に貢献する。また、ERIA の行う CLMV (カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム) を対象国とする人材育成事業を支援・協力し、ERIA の円滑な事業推進に貢献する。

なお、上記の取組を通じ、第四期中期目標期間において調査関連ウェブサイトの閲覧件数を年平均 183 万件以上、政策担当者及び企業関係者等へのブリーフィング件数を年平均 5,100 件以上の達成を目指す。また、調査、研究等の利用者に対し、「役立ち度」に関するアンケート調整を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 8 割以上の達成を目指す。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 一般管理費及び業務経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、第四期中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比 1.15%以上の効率化を行うものとする。

また、各事業については、効率化を検証し、業務の質の向上を目指すべく、一層質の高い、効率的な業務運営を図っていくこととする。

(2) 組織体制・運営の見直し

①本部組織

ビジネスの仕組みがグローバルに拡大しつつある中、国内外の企業からのビジネス支援ニーズに多面的かつ効率的に応えるべく、以下の視点から本部の組織体制を再構築する。

(i) 顧客支援強化に向けた体制の整備

顧客からのファーストコンタクト窓口を担うとともに、顧客サービスの向上を推進する部署を新設する。

(ii) 政府の成長戦略への貢献に向けた体制の強化

対日直接投資の促進事業の拡大のため、二次投資支援を含めた体制を抜本的に強化するとともに、農林水産物・食品の輸出促進についても政府が進める品目別のオール・ジャパンでの取組にきめ細かく対応するため、品目別支援体制を構築する。さらに、地方創生を推進するため組織横断的視点を持つ部署を新設する。

(iii) 企業ニーズに的確に対応する体制の構築

企業に一層寄り添ったビジネス支援を強化するため「産業別」の部を再編し、我が国企業の海外展開支援のみならず産業の専門性を活かしたインバウンドの取組支援を行う。また、企業のニーズが高まっている海外での知的財産権の活用等によるイノベーションの促進及び海外の基準・認証への対応等の業務を担う部署を新設する。

②アジア経済研究所

国際機関等との研究連携・国際共同研究の一層の推進や重点的な研究課題の企画・調整機能の強化を図るための部署を新設する。また、研究の質的向上を図るため、外部有識者からなる「業績評価委員会」が選定する外部の研究者による研究成果の評価を実施する他、アジア経済研究所内の「研究企画委員会」による内部査読を実施する。特に政策的・社会的な研究ニーズ把握と研究事業の適正化のため、産業界、学界、メディア等の有識者で構成される「調査研究懇談会」を活用する。

③国内事務所

国内事務所については、自治体や関係団体等との連携を加速化させ、地元企業・産業の海外展開、外国企業の投資誘致や訪日外国人の誘致などの地域経済活性化等に資する取組を進める。特に、覚書(MOU)を締結済みの独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の関係団体とは、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、企業の共同訪問、セミナー・展示会・商談会開催や海外ミッション派遣などで一層の連携協力を図る。加えて、独立行政法人中小企業基盤整備機構とは地方事務所の共用化又は近接化を推進する。

なお、地域貢献等における具体的な成果を創出するに当たっては、都道府県ごとのきめ細かな体制と全国8ヵ所に設置した「地域統括センター」を基点とする広域体制とを両立させた体制の整備をさらに推進し、国内事務所ネットワークの強化を図るとともに、各自治体等からの負担金拡大、委託業務費の拠出や研修生をはじめとする人的派遣等について積極的に働きかけ、運営基盤の強化を図る。

④海外事務所

海外事務所については、事務所単位での評価や民間サービスの状況等を踏まえ、既存事務所の更なる見直しを実施し、事業成果の向上に資する海外ネットワークの在り方について検証・検討を行い、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。具体的には、欧米先進国におけ

る対日直接投資促進やジャパン・ブランドの発信等の強化に向けた一層の効率的な業務体制の整備を図るとともに、将来ニーズの高い新興国における体制の充実を図る。

なお、配置の妥当性については、日本企業の現地への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で検証する。

また、事業の連携強化等を図るため、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。

(3) 調達方法の見直し

随意契約については、外部有識者を含む契約監視委員会等を活用しつつ、真にやむを得ないものに限定し、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日付閣議決定）を踏まえて策定した「随意契約等見直し計画」に掲げられた目標を達成する。また一者応札・応募についても同委員会等を活用して一層の競争性の向上に努め、業務運営の効率化を図る。

(4) 人件費管理の適正化

政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げ、我が国及び地域経済の再生を果たすため、第四期中期目標期間中の機構の果たすべき役割が増大することが見込まれることから、政府や社会から期待される役割を果たすために必要となる適正な人員を配置する。その際、給与水準の合理性・妥当性について、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較など厳格に検証を行う。その上で、業務の性格や難度に応じた職種の多様化や組織の大括り化などによる管理職ポストの抑制などにより給与水準の適正化を図り、当該年度の給与水準及びその合理性・妥当性をウェブサイト等で、対外的に公表する。

(5) 厳格な評価と費用対効果の分析に基づく業務運営

業務運営に当たっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析することで、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。具体的には、四半期ごとに事業別の進捗状況を確認しつつ、機構内部に設置された「アウトカム向上委員会」を上半期、下半期に開催し、中期目標・中期計画・年度計画で定められた目標値の達成状況を確認するとともに、目標達成に必要な人材・予算等の資源の再配分を行うことで、着実な目標の達成と事業の効率的な実施を図る。

国内外事務所については、事務所単位で目標値を設定するとともに、事務所単位で費用を把握した上で、本部と同様に、四半期ごとの進捗管理を行い、アウトカム向上委員会での評価を通じた資源の再配分等を行う。その際、国内事務所については、「貿易情報センターの設置・運営に関する考え方」を定め、それに沿って事務所の設置及び運営についての評価や見直しを行う。山梨事務所については、開設前に見込んでいた地域ニーズとの相違や事務所開設前に当該地域を管轄していた関東貿易情報センターに与えた業績の影響などについてのヒアリング調査を行うとともに、貿易投資相談件数やセミナー開催件数の伸び、支援企業によ

る海外展開成功件数、その成約金額など、事務所開設により管轄地域内にて支援を行った企業の業績に与えた影響等についての取りまとめを行い、事務所の開設の効果について検証を行う。また、事業評価を各事務所長の業績評価と連動させ事務所運営に係る責任の所在を明確にすることで、事務所単位でのサービスの質の向上、ひいては事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。

機構による自己評価を経て経済産業省において確定される事業年度及び中期目標期間の業績評価の結果については、組織や役職員のインセンティブ確保に結びつけるべく、次年度以降の内部の予算や人員配置に反映させるとともに、従来の役員の業績給等に加え、職員の処遇にも適正に反映させるべく見直しを図る。

(6) 民間委託（外部委託）の拡大等

民間委託の拡大に当たっては、業務ワークフローなどの不断の見直しや必要となるコストの検証を実施しつつ、これまで効率化を進めてきた人事、給与、物品調達などの管理的業務に加えて、セミナー・講演会の開催準備など、各種事業の実施に伴う定型的な業務等、外部委託の可能性がある業務を特定し、外部委託を推進して業務の効率化を進める。また、官民競争入札等の対象案件については、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努める。

(7) 業務の電子化

機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、業務フローの改善をしつつ、IT技術の活用を推進する。例えば、タブレット端末やWEB・TV会議システム等を活用した時間と場所に縛られない執務環境の整備、企業の利用・支援状況等を一元的に管理するデータベースの構築、活用を図るとともに、決裁・申請手続きの電子化について、業務フローの改善をしつつ、システムの活用・導入を進める。

IT技術を活用した執務環境の整備に際しては、これまで以上に調達時期の調整を図るとともに、外部専門家による意見等も踏まえ、クラウドシステム、多様なデバイスに対応するシステム、WEB会議室等その使用用途に的確に対応した機器、サービスを調達することにより、平成28年度末に計画されている「ジェットロ共通システム基盤」の更改においては、投資コストを現基盤と比較し、その抑制を図りつつ、利用形態の高度化を推進するため、必要な準備を行う。

3. 財務内容の改善に関する事項

(1) 自己収入拡大への取組

自己収入の拡大については、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国への財政負担を抑制する経営努力を図る。

具体的には、受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわれないことといった条件を踏まえつつ、セミナー・展示会・商談会等の開催時には更なる受益者負担を求めるとともに、会員収入や外部からの負担金や受託

収入の増加を目指す。これに向けて、例えば展示会では、展示規模の大型化や、業界団体等からの海外展示会開催に係る受託事業のニーズや採算性の調査を行い、事業化について検討する。また、企業、業界団体、自治体等からの受益者負担を伴う形で、外部講演や企業向けブリーフィング、海外情報の収集・提供等に関する事業の拡大を検討しつつ、そのために、必要な国内外の体制の構築を図る。

なお、受益者負担や受託収入等の拡大を求めるに当たっては、中小企業へのサービス提供の質・量が損なわれないよう該当事業の適切なコスト把握を行い、それを踏まえた利用者負担の決定を行う。また、科学研究費補助金など競争的資金や各種学術助成金の獲得を奨励することで研究の充実を図る。

(2) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組

運営費交付金については、収益化単位ごとに予算と実績の管理を行うとともに、年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。

(3) 保有資産の有効活用等に係る見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行い、多角的な観点からその保有の必要性について検証を行う。

職員宿舎については、平成 27 年 3 月まで被災者用住宅として流山市へ無償貸与していた江戸川台宿舎を速やかに国庫納付するとともに職員宿舎見直し計画に沿って、一部廃止や借上げ宿舎の戸数減などを着実に実施する。IBSC については、地方への投資誘致に向けた機運の高まりを踏まえ、効率的な事業の実施に向けて、自治体等との調整を図る。なお、IBSC 神戸については、中期目標において『廃止を念頭に自治体との協議を進め、常設オフィスの廃止や自治体への事業移管等の具体的方策について検討する』こととされており、これを踏まえ、本年度中に、外部のテンポラリーオフィスの活用や自治体・商工会議所等関係機関と連携した外国企業誘致促進施設の共同経営や、バイオ産業等の特定分野に特化した投資案件の支援等、事業運営の効率化を図りつつ誘致機能を強化する方策について検討し、自治体との協議を行う。

(4) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

機構の財務内容等の更なる透明性の確保や、活動内容を政府や国民に対して分かりやすく示すことで理解を促す観点に加え、事業ごとの費用対効果を分析し適正な資源配分を行う観点から、事業のまとめりにあわせて決算情報・セグメント情報を把握し公表する。

4. 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

別添のとおり。

5. 財産の処分に関する計画

資産処分手続中の対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(北九州) (福岡県北九州市小倉北区浅野) について、本年度中の処分手続完了に向けて努力する。

6. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事計画

①効果的・効率的な業務運営に向けた人員の最適配置

中期計画を踏まえ、管理部門・調査部門等の人員配置の合理化を図りつつ、国内外事務所及び重点事業部門への人員配置を進める。具体的には、世界水準の誘致体制の構築に向け、高度専門人材の獲得やナショナル・スタッフの活用を含め、対日直接投資促進に従事する内外の人員体制を抜本的に強化する。また、農林水産物・食品の輸出促進、地方創生、新興国展開支援等その他の重点分野について、専門人材を活用するなどして、人員体制を強化する。

②人材多様化に向けた取組

勤務地限定制度の着実な運用、出勤シフトの柔軟化をはじめとする諸施策を講じ、様々なライフ・ステージに配慮した勤務環境の整備を行うとともに、キャリア形成に配慮した人員配置や研修機会の提供を通じて、女性の活躍を一層促進する。

また、外国人の採用を拡大するとともに、ナショナル・スタッフの登用を推進、管理職レベルのポストに配置するなど、積極的な活用を行う。このための環境整備として、連絡文書等の外国語化を行う。

加えて、専門性を有する高度専門人材を社会人採用や外部専門家として確保する他、政府・自治体・民間企業・金融機関等からの外部人材の受入や、人事交流を拡大することで、人材の多様化を図っていく。

③人材育成の推進

人材育成については、各職員の専門性を一層向上させ、業務知識や経験を蓄積させるための環境を整備する。具体的には、外部専門家を充てているポストへの職員の配置や、民間出向研修を進める。また、新興国市場における活動が拡大している中、高度な情報収集や支援事業を可能とするため、特殊言語を中心として語学能力の向上に向けた職員の研修を強化する。

加えて、職員を早期に熟練させるため、入構5年目までを目途に本部及び国内外事務所での勤務を経験させる。

その他、選抜型研修や階層別研修の強化を通じて、中核人材の育成についても進める。

④ワーク・ライフ・バランスの確保と活力のある職場作りに向けた取組

ワーク・ライフ・バランスの確保と職員の心身の健康維持に向けて、勤務シフトの多様化、有給休暇の完全取得及び超過勤務の解消を目指し、環境整備を進める。

また、全職員が目標を共有し、コミュニケーションを活発化することで、前例にとらわれ

ない柔軟な発想による取組を積極的に推進するなど、一層活力ある職場作りを進める。

（２）内部統制

中期計画で示された内部統制の充実に向けた以下の方策について検討を行い、実施準備及び実施するとともに、すでに実行しているものについてはその維持を図る。

- ・ 行動憲章を周知徹底するため、職員の理解状況をオンライン研修を通じて点検する。
- ・ 原則、週 1 回開催する役員会の会議結果につき、指示事項を明確にした上で、国内外事務所を含む各部署の長に速やかに伝達し、認識を共有する。
- ・ 内部統制に関する規程を整備する。
- ・ アウトカム向上委員会を半期ごとに開催して、各部署の事業の進捗状況、予算の執行状況及び目標達成状況等を確認し、PDCA サイクルに基づく業務改善、予算再配分や人員再配置等の見直しを実施することで、事業成果の向上を図る。
- ・ 組織横断的にリスクの把握・評価を行う体制のあり方について検討し結論を得る。
- ・ 研究不正防止に関係する規程類の内容について引き続き研修等で周知徹底を図る他、研究参加者への配慮等が確実に行われるように研究倫理審査を充実させる。

（３）情報管理

情報公開について、「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律」（平成 13 年度法律第 140 号）に基づき適時、正確な情報公開を行う。

個人情報保護について、機構内全職員を対象に個人情報保護に関する研修や点検を毎年度実施し、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）に基づいた情報の管理・保護を徹底する。

（４）情報セキュリティの強化

内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、既存の「情報セキュリティ規程及び情報セキュリティマニュアル」や情報通信機器・ソフトウェアについて、情報セキュリティ上の脅威に対する対応状況について常時確認、更新を行う。特に、海外事務所に対する外部からの標的型ウィルス攻撃等の増加に対応すべく、海外ネットワークにおける情報セキュリティ基盤の強化を図る。

また、機構内の情報セキュリティリテラシの向上を図るため、情報セキュリティ研修の受講を徹底する。

（５）安全管理

天災や突発的な事故等の非常事態に備え、既存の安全管理に関する規程やマニュアル等について、国内外の安全に関する情勢に応じて、常時点検、更新する。

外部専門機関の活用、在外公館や関係機関との協力関係の構築などにより、海外での安全情報を適宜把握し、迅速かつ適切な対策を講じる。

(6) 顧客サービスの向上及び認知度の向上

民間企業等に対して機構のサービス内容を伝え、意見を聴取するために平成 26 年度に設置した「サービス向上会議」に加えて、全国各地の有識者等から意見を聴取する取組を新たに行う。さらに、ウェブサイトに設置したご意見箱を通じて不特定のお客様の声を集めるなど、重層的な取組を推進することで、幅広い意見を取り入れ、更なる顧客サービスの質的向上・改善を図る。

また、より多くの顧客層に対し機構の事業への認知度を高め、サービスを利用してもらうべく、対外発信の強化など、効果的な広報戦略について検討し、具体的な戦略案を策定する。

○予算（平成 27 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金収入	23,783
国庫補助金収入	4,903
受託収入	4,056
うち国からの受託収入	1,742
うちその他からの受託収入	2,314
業務収入	5,037
その他の収入	90
計	37,869
支出	
業務経費	32,753
受託経費	3,385
一般管理費	1,732
計	37,869

○収支計画（平成 27 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	37,943
経常費用	37,941
業務経費	32,473
受託業務費	3,385
一般管理費	1,634
減価償却費	450
財務費用	1
臨時損失	0
収益の部	37,998
運営費交付金収益	23,657
国庫補助金収入	4,903
国からの受託収入	1,742
その他からの受託収入	2,314
業務収入	5,037
その他の収入	90
資産見返負債戻入	255
財務収益	0
臨時収益	0
純利益	56
目的積立金取崩額	0
総利益	56

○資金計画（平成 27 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	37,478
業務活動による支出	36,963
業務経費	30,727
受託業務費	3,385
その他の支出	2,851
投資活動による支出	186
財務活動による支出	230
翌年度への繰越金	99
資金収入	37,478
業務活動による収入	35,965
運営費交付金による収入	23,783
国庫補助金による収入	4,903
国からの受託収入	1,742
その他からの受託収入	2,314
業務収入	3,133
その他の収入	90
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,513